

表 韓国企業関係者のベトナム入国後の隔離免除手続き

手続き	詳細
ベトナムでの入国許可申請／ホテルの予約	(1) 招聘(しょうへい)企業による入国および活動計画書の作成、活動予定地域の省・市人民委員会への入国許可申請 (2) 省・市人民委員会による入国許可にかかる公文の招聘企業および公安省への発行 (3) 招聘企業による各省・市人が指定した宿泊先(ホテル)の予約
ベトナムでのビザ発給承認の申請	(1) 招聘企業が、公安省出入国管理局への省・市人民委員会の入国許可にかかる公文を添付し、ビザ発給の承認申請 (2) 公安省出入国管理局による招聘企業へのビザ発給承認にかかる公文(ベトナム語、英語)の発行
韓国でのベトナムビザ発給	(1) 企業関係者による在韓ベトナム大使館への公安省のビザ発給承認にかかる公文写本およびビザ発給申請様式の提出 (2) 在韓ベトナム大使館によるビザ発給(短期訪問規定による入国者であることを記載)
出国前の防疫	(1) 企業関係者による出国3～5日以内に医療機関で発給したPCR検査陰性確認書の受領 (2) 企業関係者によるベトナム電子医療申告(QRコードの発給) (3) 企業関係者による旅行者保険の加入、または招聘企業の医療費用負担にかかる誓約書の用意
入国および検疫	(1) 企業関係者によるベトナム入国時、「健康状態確認書」の提示 (2) 企業関係者による電子医療申告(QRコード)の確認および検温 (3) 企業関係者による医療モニタリングのアプリ(Bluezone)のインストールおよび別途ルートから宿泊先への移動
宿泊先	(1) 企業関係者による承認された宿泊先での居住、地域社会との隔離など (2) 企業関係者による宿泊先でのPCR検査実施、陰性判定後、事前承認された業務遂行 (3) 企業関係者による宿泊先で2日に1回PCR検査実施(ベトナム内でのPCR検査費用は招聘企業負担)
ベトナム出国前	企業関係者による出国1日前の宿泊先でのPCR検査

(注) ベトナムの地方ごとに異なる可能性がある。

(出所) 韓国外交部